

熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要綱

制定	平成30年	6月	8日	健康福祉局長決裁
改正	平成31年	3月18日		子ども政策課長決裁
	令和2年	4月	1日	子ども政策課長決裁
	令和4年	4月	1日	子ども政策課長決裁
	令和4年11月	21日		子ども政策課長決裁
	令和5年	3月31日		子ども政策課長決裁
	令和5年	7月	1日	こども局長決裁
	令和6年	7月22日		こども局長決裁
	令和7年	3月25日		こども局長決裁

(事業の目的)

第1条 この要綱は、企業における子育てしやすい職場環境が整備されている企業を熊本市子育て支援優良企業として認定（以下「認定」という。）することに必要な事項を定め、子育てしやすい職場環境の整備に取り組む企業を評価し顕彰することで、認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）自身の更なる取組促進を図るとともに、認定企業の取り組み事例を広く周知することで、他の企業が参考とするモデル的取組事例としての活用や、学生等の求職者の就業情報としての機会につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「企業」とは、事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営であって単独若しくは複数の事業所をいう。
- (2) 「事業所」とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えていることをいう。
 - ア 一定の場所を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
 - イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
- (3) 「常用雇用者」とは、原則として次のいずれかの要件を備えていることをいう。
 - ア 期間の定めなく雇用されている者
 - イ 過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者及び雇入れのときから1年以上引き続き雇用されていると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されるものであって、その雇用期間が反復更新されて事実上アと同様に認められる者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条に定める労働派遣始業者に労働者派遣された派遣労働者を除く。）をいう。

- (3) 「基準日」とは、認定を受けようとする年度の4月1日をいう。
- (4) 「労働基準関係法令」とは、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年7月1日法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）及びこれらの法に係る政省令をいう。

（対象）

第3条 認定の対象となる企業は、熊本市内に事業所がある常用雇用者が10名以上の企業とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は次の各号のいずれかに該当すると認める企業は認定の対象としない。

- (1) 労働基準関係法令に著しく違反する事実があること
- (2) 基準日から過去1年の間に、虚偽の申請その他不正な手段により、第5条第1項の認定を受けようとした企業
- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年12月19日条例第94号）第2条第1項第2号及び第3号で規定する暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）が所属する企業又は同項第1号で規定する暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する企業

（申請）

第4条 認定を受けようとする企業（以下「申請企業」という。）は、熊本市子育て支援優良企業認定申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて、別に定める期間に市長へ提出しなければならない。

- (1) 安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる雇用環境の整備に取り組む企業調査票
- (2) 別表1-ウに定める審査書類
- (3) 役員名簿
- (4) その他市長が必要とする書類

（審査）

第5条 市長は、前条に定める申請を受けたときは、次の各号に掲げる項目について、別表1に従い、別に定める熊本市子育て支援優良企業審査会において審査を行う。

- (1) 育児・介護休業法第2条第1号に定める育児休業
- (2) 同法第2条及び第9条の2第1項に定める出生児育児休業
- (3) 労働基準法第67条第1項に定める育児時間
- (4) 育児・介護休業法第23条第1項に定める育児のための所定労働時間の短縮措置
- (5) 同条第2項に定める在宅勤務等の措置、始業時刻変更等の措置
- (6) 同法第16条の2第1項に定める子の看護等休暇
- (7) 次のアからウまでのいずれか1つの項目

- ア 同法第 16 条の 8 に定める所定外労働の制限
 - イ 同法第 17 条に定める時間外労働の制限
 - ウ 同法第 19 条に定める深夜業の制限
- (8) 労働基準法第 65 条第 1 項及び第 2 項に定める産前産後休業
 - (9) 男女雇用機会均等法第 12 条に定める保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保
 - (10) 同法第 13 条第 1 項に定める第 12 条の保健指導又は健康診査に基づく医師等による指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置
 - (11) 労働基準法第 65 条第 3 項に定める妊婦の軽易業務への転換
 - (12) 次のアからウまでに掲げるいずれか 1 つの項目
 - ア 労働基準法第 64 条の 3 第 1 項に定める妊産婦等の危険有害業務の就業制限
 - イ 同法第 66 条第 1 項に定める妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限
 - ウ 同条第 2 項及び第 3 号で定める妊産婦の時間外及び休日並びに深夜業の制限
 - (13) 男女雇用機会均等法第 11 条の 3 及び育児・介護休業法第 25 条に定める職場内における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置
 - (14) 育児・介護休業法第 21 条第 1 項に定める妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等
 - (15) 同法第 22 条第 1 項に定める雇用環境の整備
 - (16) 同法第 27 条に定める再雇用特別措置等の企業が独自に規定する子育て支援の推進に関する復職及び再雇用制度
 - (17) 同法第 24 条第 1 項に定める育児目的休暇等の企業が独自に規定する子育て支援の推進に関する特別休暇制度
 - (18) 企業が独自に規定する子育て支援の推進に関する経済的支援制度
 - (19) 企業が独自に設置する子育て支援の推進に関する設備
 - (20) 前号までの項目を除く子育て支援の推進に関する企業の取組
 - (21) 女性常用雇用者であって、基準日から過去 1 年の間に出生したものの数に対する当該女性常用雇用者が第 1 号に定める育児休業を取得したものの数の割合（基準日において労働基準法第 65 条第 2 項に定める産後休業中のものを除く。）
 - (22) 男性常用雇用者であって、基準日から過去 1 年の間に配偶者が出生したものの数に対する当該男性常用雇用者が第 1 号に定める育児休業を取得したものの数の割合
 - (23) 常用雇用者が基準日から過去 1 年の間に第 1 号に定める育児休業を取得したものの数に対する当該常用雇用者が基準日において継続して就労しているものの数の割合
 - (24) その他、第 1 条に掲げる事業の目的達成のために必要な事項
- 2 市長は、前項の審査に関し必要があると認めるときは、警察、労働局その他機関に対し必要な事項の照会を行うことができる。

(認定)

第6条 前条の審査により、次の各号の要件を満たすと認めたときは、申請企業に対し、子育て支援優良企業認定証（様式第2号）を交付するものとする。

(1) 別表2で定める最低基準を満たすこと。

(2) 別表3で定めた配点により算出した点数が別に定める点数以上であること

2 前項の認定は別表4に定める企業規模別に行う。

3 認定企業は、認定マーク（様式第3号）をその企業が発行する印刷物等に表示することができる。

4 前項に規定する認定マークの使用を希望する認定企業は、認定マーク使用届出書（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

(認定期間)

第7条 認定期間は、認定日から3年を経過した日以後最初の3月31日までとする。

2 認定企業は、認定期間中における再度の認定を受けようとする申請を妨げない。ただし、基準日から認定期間の終期までの期間が1年以上あるときはこの限りではない。

(認定内容の変更及び認定の廃止・辞退)

第8条 認定企業は、次の各号に掲げる場合には、熊本市子育て支援優良企業認定（変更・廃止・辞退）届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 企業及び事業所の名称を変更したとき

(2) 企業及び事業所の住所を変更したとき

(3) 申請書に記載した審査項目に関する内容や実施状況に変更があったとき

(4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項に変更があったとき

(5) 認定継続を辞退するとき

(認定の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定の取消を行うことができる。

(1) 第3条第2項に該当することとなったとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正な手段、または錯誤により第5条第1項の認定を受けたことが判明したとき。

2 前項の規定により認定の取消を受けた企業は、認定の取消の通知を受けた日から1年を経過した日の属する年度末まで認定の申請をすることができない。

(庶務)

第10条 この要綱に関する事務は、こども局こども育成部こども政策課が行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認定等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成30年 6月 8日から施行する。

第2条 平成27年度子育て支援優良企業認定事業実施要領第7条第4項、平成28年度子育て支援優良企業認定事業実施要領第7条第4項、平成29年度子育て支援優良企業認定事業実施要領第7条第4項の規定により子育て支援優良企業として認定を受けたものは、第5条第1項の企業認定を受けたものとみなす。

附 則

第1条 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和 4年12月 1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和 5年 7月 1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和 6年 7月22日から施行する。

第2条 施行日前にこの要綱による改正前の熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要綱第7条本文の規定に基づき認定を受けた企業の認定期間の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

第1条 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。